

令和3(2021)年度諮問(一)第2号
令和3(2021)年度答申(一)第2号

「生活保護法に基づく生活保護費用返還決定処分に係る審査
請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

足利市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当ではなく、本件処分を取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

平成〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人が処分庁に保護開始申請を行った際、収入申告書に元夫からの養育費（毎月20,000円）を記載して提出したが、処分庁の過誤により養育費に係る収入認定が行われなかった。

平成〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人が処分庁に平成〇年度の収入申告書を提出した際、処分庁は、前年の保護開始申請時の収入申告書に養育費の記載があったことに気付いた。

同年〇月〇日、処分庁が審査請求人に対し、養育費分の過支給額（合計340,000円）について法第63条の規定による保護費用返還決定処分（以下「前回処分」という。）を行ったものの、審査請求人に費用返還額決定通知書を送付しなかったが、処分庁は、審査請求人に返還すべき理由とその内容を伝え、これを受けて審査請求人は20,000円を納付した。

その後、審査請求人から費用返還額決定通知書を受け取っていないとの申出を受け、令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁が審査請求人に対し、改めて法第63条の規定による保護費用返還決定処分を行い、当初決定した返還額から審査請求人が納付した20,000円を除いた320,000円を返還額とした費用返還額決定通知書を手交しようとしたところ、当該費用返還額決定通知書に当初決定した返還額340,000円の記載がないことから、審査請求人に受取りを拒否されたため、同月〇日に「資力として認定した額340,000円、納付済額20,000円」と記載した本件処分を行い、通知した。

令和元（2020）年8月14日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法

律第68号。以下「行服法」という。)第2条の規定により、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審査庁は、行服法第43条第1項の規定により、令和3(2021)年4月30日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 過支給分の保護費は、生活費や治療費として費消済である。
- (2) 現在の生活費の中から返還するのは、分割であっても困難である。生活に支障が出たため返済は4回で止まってしまった。
- (3) 保護費の過支給はケースワーカーの過失であって、これを審査請求人の責任に転嫁することはおかしい。
- (4) 持病のためのはり治療について、医療扶助を適用してもらえれば、その支払いを要しなくなる施術代分で返還できるため、医療扶助を適用してほしい。
- (5) 処分について不服申立てができることも含め、その内容について当初詳しい説明がされておらず、言われるがまま履行延期申請書及び返済誓約書にサインした。
- (6) この件は、私が法テラスにおいて弁護士相談したから発覚した。処分庁が過払いに早く気づき、きちんと手順を踏んで説明し、手続を進めていれば、このような大事には至らなかったはず。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

審査請求人の本件処分を違法又は不当とする主張には理由がないことから、本件審査請求は、行服法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性及び妥当性について

ア 返還決定の妥当性について

審査請求人は、収入申告書に元夫から毎月養育費を受け取っている旨を記載していたにもかかわらず、処分庁がこれを過誤したものであるから、その責任を審査請求人に転嫁することはおかしいと主張している。

保護の要否及び程度については、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第10において「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」とされているため、最低生活費と収入充当額を対比させ、収入が不足する部分に対して保護は行われることになる。

処分庁が審査請求人の元夫からの養育費を収入として認定しなかったことは、処分庁が審査請求人の最低生活費以上に保護費を給付していたことになり、その過支給の原因が処分庁にあるものであっても、法第63条で規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しているため、審査請求人にはその過支給額について返還することが求められる。

したがって、処分庁が法第63条の規定により保護費用の返還を求めることとした決定については、正当な理由がある。

イ 返還額の妥当性

審査請求人は、施術代を医療扶助として給付してもらうことにより、支払いを要しなくなる当該施術代の費用をもって本件処分の返還を行うことを提案したが、処分庁から認められなかったと主張している。

一方、処分庁は、返還額については平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（以下「返還徴収決定の取

扱い通知」という。) 1(1)において、「費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還することによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としているが、審査請求人の施術代等は、昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」（以下「医療扶助運営要領」という。）第3-7(3)アで定める施術給付方針に基づかない施術であることから返還徴収決定の取扱い通知1(1)④(ア)で規定する「いわゆる浪費した額」に当たり、返還対象額から控除する額として認められないことから返還徴収決定の取扱い通知で定める原則に沿って返還額を決定したと主張する。

以下、処分庁の自立更生経費の認定の妥当性及び自己負担分の医療費への自立更生経費の適用の可否について検討する。

(ア) 処分庁の自立更生経費の認定の妥当性

法第63条の規定により保護費の返還を求めるに当たっては、返還徴収決定の取扱い通知に基づき返還額を決定することになるが、この1(1)で「返還額から控除して差し支えない額」（以下「自立更生経費」という。）については、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第8の問40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認定した上でこの自立更生経費を控除して返還額を決定することとなる。

処分庁提出の本件ケース記録を見ても、処分庁が平成〇(〇〇)年〇月〇日に審査請求人に対して養育費の収入認定の誤りを伝えてから、改めて本件処分をするまでの間に、審査請求人世帯の本件過支給費用を含めた保護費の費消状況等について調査・把握をした記録等や、返還徴収決定の取扱い通知に規定する自立更生経費の認定基準の該当可能性について検討したことは確認できない。

このため、処分庁は、本件処分に係る返還金額の決定に当たり、

自立更生経費の具体的な調査・検討等を十分に行ったとは言い難い。

(1) 自己負担分の医療費への自立更生経費の適用の可否

審査請求人が主張する治療費等を自立更生経費として認定することの可否について検討する。

審査請求人の施術代については、審査請求人が処分庁に申請書を提出した平成〇(〇〇)年3月分から5月分までのほり治療に要した費用が、医師の同意を得た上で処分庁から医療扶助として給付されている。

上記期間以外の審査請求人の施術代については、審査請求人が自己判断で受けたマッサージ及びほり治療に要した経費である。当該マッサージ及びほり治療については、その施術についての医師の同意を得ておらず、審査請求人が自己判断で受けたものであると判断される。よって、医療扶助運営要領第3-7(3)アに定める施術給付方針に基づくものではないため、医療扶助の適用とはならない。

課長通知第8の問40の認定基準には、自立更生のために供される費用のうち医療費については、医療扶助基準による医療に要する経費としており、医療扶助の適用の対象とならない費用については、自立更生のために供される費用には含まれないものと解される。

よって、審査請求人の自己判断による施術代は自立更生のために必要な経費には該当しないと判断する処分庁の判断は、妥当であると考えられる。

以上(ア)及び(1)のことから、本件処分は自立更生経費について十分な検討がされたものとは言い難いが、自己判断による施術代への医療扶助の適用を求める審査請求人の主張は妥当性を欠いており、返還額が違法又は不当なものであるとは言えない。

(2) (1)以外の違法性又は不当性についての検討

ア 分割返還の額の妥当性について

審査請求人は、本件処分について現在の生活費の中から返還するこ

とは分割であっても困難であると主張するが、返還徴収決定の取扱い通知6(2)においては「生活の維持に支障がない」場合について「支出の節約の努力等によって徴収金に充てられる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。」とされており、本件処分を左右するものではない。

イ 収入認定の開始時期について

処分庁においては、平成〇(〇〇)年〇月〇日に養育費の収入認定が行われなかった事実を把握したにも関わらず、同年〇月〇日に過支給額について前回処分をするまで法第63条の規定による収入認定を行っていないかった。

昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」第10-2(8)において、「収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合」は「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差支えないこと。」とされており、平成〇(〇〇)年〇月〇日の事実把握時点で、同年4月に遡及して速やかに収入認定を行っていればいたずらに保護費が過支給となることはなく、返還額についても本件処分より少額で済んだものである。

しかしながら、この点については、本件処分の効力自体に影響を与えるものではない。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、返還徴収決定の取扱い通知に則り自立更生経費について十分な検討がされたものとは言い難いが、自立更生経費についての審査請求人の主張は妥当性を欠いており、返還額は違法又は不当なものであるとは言えないことから、本件処分を取り消した上で、再度検討すべきであるとまでは言えない。

第5 審査会の判断理由

1 本件審査請求について

本件処分は、審査請求人の元夫からの養育費について、処分庁が過誤により収入認定を行わなかったことにより生じた保護費用の過支給分について、処分庁が法第63条の規定により審査請求人に対して保護費用の返還を求めたものであるため、以下処分庁が審査請求人に対して行った返還請求についての妥当性を検討した上で、処分庁が決定した返還額及び求めた返還方法の妥当性について、それぞれ検討する。

(1) 返還請求を行ったことの妥当性について

保護の要否及び程度については、次官通知第10において「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定すること。」とされている。

また、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

これを本件についてみると、処分庁の弁明書及びその添付書類によれば、審査請求人の元夫からの養育費について平成〇(〇〇)年〇月から翌年9月までの期間において、処分庁の過誤により収入認定されておらず、保護費用が過支給となっていた事実が確認される。

よって、この過支給の原因が処分庁の過失にあるとはいえ、審査請求人は法第63条で規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しているものと認められる。

したがって、審査庁の判断は妥当である。

(2) 返還額の妥当性について

法第63条では、返還額について「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」と規定している。

また、返還徴収決定の取扱い通知1(1)において、「法第63条の規定による費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、

全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と規定されており、具体的な範囲について、返還徴収決定の取扱い通知1(1)④では「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」としている。

これを本件について、次のア及びイの観点から確認する。

ア 審査請求人が主張する自己負担分医療費の自立更生経費への適用について

審査請求人は医療扶助の対象とならなかったマッサージ及びはり治療に要した自己負担分の医療費について返還額から控除してほしい旨主張しているため、これらが自立更生経費に該当するか否かについて検討する。

まず、医療扶助の対象について、医療扶助運営要領第3-7(3)アにおいて施術の給付方針は、「必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復およびはり・きゅうとすること（はり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行なわれている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならないこと。）。なお、この者が現に指定医療機関において診療をうけている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで要否を決定すること。」としている。

更に昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の問23において、あん摩・マッサージの施術給付の承認は、「施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められる。」としているほか、問20において、あん摩・マッサージ及びはり・きゅうの施術を行う場合は「すべて医師の同意が必要」としている。

本件についてみると、審査請求人の主張するマッサージ及びはり治療については、その施術について医師の同意を得ておらず、審査請求人が自己判断で受けたものであると判断される以上、医療扶助運営要領に定める施術給付方針に基づかないため、医療扶助の対象とならない。

また、課長通知第8の間40の認定基準では、自立更生のために供される費用のうち医療費については、(2)イで「医療扶助基準による医療に要する経費」としており、医療扶助の対象とならない費用については、自立更生のために供される費用には含まれないものと解される。

イ 処分庁の自立更生経費の認定の妥当性

法第63条に規定される実施機関の定める額については、前述のほか、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引き」という。）IV 2(2)において、「費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。」とされている。

したがって、法第63条の規定による返還額の決定に当たっては、保護の目的達成という見地からの配慮も強く要請されるものとされ、全額を返還対象とすることによって当該被保護者世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、返還額からの控除が認められることがあるため、生活実態等について詳しく把握して、控除の必要性について慎重に検討する必要がある。

本件についてこれらを見ると、処分庁の手続について、審査庁は審理員が質問書により処分庁に意見を聴いた上で第4-2(1)イ(ア)のと

おり「審査請求人世帯の本件過支給費用を含めた保護費の費消状況等について調査・把握をした記録等や、返還徴収決定の取扱い通知に規定する自立更生経費の認定基準の該当可能性について検討した記録等は確認できない。このため、処分庁は、本件処分に係る返還金額の決定に当たり、自立更生経費の具体的な調査・検討等を十分に行ったとは言い難い。」と判断している。

また、当審査会において事件記録を確認したところ、処分庁が審査請求人に係る自立更生経費及び返還金額の検討を行っていたとは認められなかった。更には、当該事件記録からは、第4-2(2)イにあるとおり、処分庁が過支給の事実を把握してから収入認定に至るまで数ヶ月を要していること、また、費用返還決定通知書の未送付により審査請求人に処分内容が文書で知らされていないにも関わらず返済手続を進め、過支給額の一部について本件処分の前に審査請求人から費用の徴収を行っていたこと等、処分庁が収入認定の過誤だけにとどまらず、その後の手続でも不適正な事務を重ねていたことも認められた。

以上を踏まえ、本件処分における返還額決定の妥当性について検討すると、審査請求人の主張する自己判断で受けた治療の経費についてはアのとおり自立更生経費として認められないものの、そのことをもって処分庁が返還額決定の際に自立更生経費に該当するか否かについて具体的な調査・検討等を十分に行ったと解することはできない。また、「手引き」では、保護費の全額返還を求めることが審査請求人の自立を著しく阻害することとなるおそれがある場合には、要返還額から控除して返還額を決定することができることとしており、このことについて具体的に調査・検討等を尽くすべきである。しかし、本件処分はイのとおり返還額の決定に当たり具体的な調査・検討等を行っていない中で全額の返還を決定したものであり、更に処分庁の事務手続も適正さを欠くものであることから、本件処分に係る返還額は妥当であるとした審査庁の判断は、

妥当ではない。

(3) 返還方法の妥当性について

第4-2(2)アでは、返還金の分割納付について返還徴収決定の取扱い通知6の(2)で「生活の維持に支障がない」場合について、「支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。」としている。

しかし、処分庁は、(2)で述べたとおり、審査請求人世帯の生活の実態の把握等を十分に行っていない中で本件処分に係る返還金額の決定が行われたものと判断され、月々の返還額等の具体的な返還方法についても同様に十分な検討を行ったとは言えない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、処分の判断の過程において、審査請求人の自立を阻害するおそれがあるかどうかについて具体的に調査・検討を行っておらず、課長通知等に則って適正に行われたものとは認められないため妥当性を欠くものであり、審査庁は本件処分を取り消すべきである。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件処分は、処分庁による収入認定の過誤が原因であるところ、更に不適正な事務処理を複数回行っており、処分庁の生活保護事務に対する不信感を招いたことは否めない。

以上のことを踏まえ、処分庁においては、今後ケースワーカーへの事務処理に係る指導を徹底するとともに、確認体制の強化等の再発防止を図る必要がある。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年4月30日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2021)年6月17日 (第34回審査会第3部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和3(2021)年7月8日 (第35回審査会第3部会)	・ 第2回審議
令和3(2021)年8月12日 (第36回審査会第3部会)	・ 第3回審議

栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第3部会部会長 職務代理者
和 田 佐英子	宇都宮共和大学シティライフ学部教授	第3部会部会長

(五十音順)